

利用者への権利侵害事案⑪

【事 案】

職員による利用児童へのわいせつ行為

【事案の概要】

障害児入所施設で、30代の男性職員が18歳に満たない10代半ばの女子利用児童に対し夜勤業務の際に他居室に呼び出すなどして複数回にわたりわいせつな行為を行った。他の児童からの訴えにより事案が発覚。施設側が女子児童並びに当該職員へ事実確認を行ったところ、事実を認めたため、関係機関へ通報。当該職員は懲戒解雇され、その後、児童福祉法違反の容疑で逮捕された。

【発生に至ってしまった背景（考察）】

施設では以前に発生した利用児童同士の性的トラブルを踏まえ、児童、職員間で様々な防止策が講じられていた。男女のスペースをフロアで分け、児童には消灯後お互いのフロアへ立ち入らないこと、職員には決められた時間以降の異性児童の部屋への入室禁止や、夜勤者男女は各フロアに常駐することを原則としていた。また、障害者虐待防止法の施行を受けて施設内に虐待防止委員会を設置し、身体拘束（施錠等）や同性介助、これまでの支援のあり方を振り返る取り組みがなされていたところであり、委員会の内容は全体会議でも共有されるなど、虐待防止による虐待行為や通報義務の在り方などが何度も話し合われていた。しかしながら、このような体制の見直しや、日頃から職員の人権擁護意識の向上に向けた機会等が設けられていたものの、事案ではそれらのルール等の隙をついた行動があったと思われることから、結果としてそれらの対策が本事案の抑制には結びつかなかった。職員の倫理（犯罪意識）に対する意識付けや、一定程度の経験年数があり指導的立場にある中堅職員に対する教育、「不適切」や「おかしい」と感じることを発信できる職場環境といった体制づくりが十分ではなかったと考えられる。